

地区計画内建築等届出書 チェック表

◇◇◇長野銀座地区◇◇◇

チェック項目		長野銀座 A-1 地区	長野銀座 D-1 地区	その他地区	チェック欄	
I 審査基準：建築物等の制限						
用途制限 (建築不可)		①キャバレー ②バー（俗に言う「スナック営業」は該当しない） ③ナイトクラブ、ディスコ ④ダンスホール（有資格者が指導するダンス教室は該当しない） ⑤客席の照度が10 ルックス以下の喫茶店、バー等の飲食店 ⑥客席を見通しのきかない5㎡以下に区切った喫茶店、バー等の飲食店				
容積率の最高限度		50/10 以下		－		
容積率の最低限度		25/10 以上		－		
建ぺい率の最高限度		8/10 以下		－		
建築面積の最低限度		300 ㎡以上		－		
壁面等の 位置の制限	道路境界までの距離	2.0m以上 ----- 歩行空間として整備		－		
形態又は意匠の制限		都市景観を損なわない形態、規模、色彩				
II 審査基準：柵・塀の構造、土留壁、屋外広告物						
柵・塀	後退距離	①～③の道路	かき又はさを設けない			
		安全上または防犯上やむを得ない場合、 かき又はさを設けることができる				
		④～⑥の道路	後退距離 2.0m以上	－		
	高さ	アルミ、木、竹製の 透過性のある柵等	地盤面から 2.0m以下			
		上記以外の 塀等、基礎等	地盤面から 0.6m以下			
その他の扱い		片側2m以下の門及びそれに付随する袖壁は高さの制限を受けない				
屋外 広告物	形態又は意匠の制限		都市景観を損なわない形態、規模、色彩			
	種類		屋上及び屋根に設置するものでない			
			上記以外で市長が認めるもの			
	位置、構造	道路面	独立する屋外広告物		－	
			壁面の位置を制限する線（2.0m）を超えない			
			外壁に設置する		－	
壁面からの突出距離 1.0m以下						
地盤面から下端までの高さ 2.5m以上						

- ・ ①～③の道路とは昭和通り、中央通り、千才町通りを言います。
- ・ ④～⑥の道路とは市道長野西 160 号線、市道長野西 161 号線、市道長野西 178 号線を言います。

地区計画における提出書類のチェック表

行為の種別	添付図書	摘要
共通事項	☐ 届 出 書	
	☐ 位 置 図	☐ 当該行為の土地の区域を表示 (縮尺 1/2,500 程度)
☐ 土地の区画形質の変更	☐ 計画平面図	
	☐ 各区画の求積図	☐ 行為前後の面積計算表
	☐ 縦 横 断 図	※ 土地の造成を伴う場合
☐ 建築物の建築	☐ 敷地求積図 ☆	☐ 敷地面積計算表 (道路後退がある場合は後退後の面積)
	☐ 配 置 図	☐ 建築物の位置を表示 ☐ 外壁等から道路境界までの最短距離を表示☆ ☐ 整地高さを表示
	☐ 面積求積図 ☆	☐ 建築面積及び延床面積計算表
	☐ 立 面 図	☐ 色名及びマンセル値を表示 ☐ 着色（屋根、外壁等）
	☐ 各階平面図	
☐ 工作物の建設	☐ 配 置 図	☐ 工作物の位置を表示 ☐ 道路境界までの最短距離を表示 ☆
	☐ 立 面 図	☐ 地盤面からの高さ等を表示
☐ 建築物の用途変更	☐ 面積求積図	☐ 変更部分の延床面積計算表
	☐ 各階平面図	☐ 変更後の用途を表示
☐ 建築物又は工作物の 形態、意匠の変更	☐ 配 置 図	☐ 変更部分を表示
	☐ 立 面 図	☐ 色名及びマンセル値を表示 ☐ 着色（屋根、外壁等）

☆：「長野銀座 A-1 地区」及び「長野銀座 D-1 地区」のみ必要です。

申請の内容により、参考資料として上記のほかに書類の提出を求める場合があります。